

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

## 住宅取得資金の贈与

**Q** : 私は、この度結婚することになり、自宅を新築しますが、親から資金援助を受けるつもりでいます。

ところで、住宅を取得するための資金の贈与を受けた場合には、贈与税の特例があると聞きましたが、どのような制度でしょうか。

**A** : 贈与税の負担を軽減する制度です。

### 【解説】

個人から年間60万円を超える財産をもらえば、たとえ親からの贈与であっても贈与税がかかるのが原則ですが、住宅取得資金の贈与の場合には特例があります。

この特例は、父母又は祖父母から贈与を受けた住宅取得資金のうち1500万円までの部分について贈与税の負担の軽減を図るために設けられた措置で、贈与を受けた財産の価額を5分の1して税額を計算し、更にその税額を5倍して納税額を算出する方法(5分5乗方式)を用いて贈与税額を計算するという制度です。

いいかえれば、この計算方式は、1500万円までの金額を5年間に分けて贈与を受けたものと仮定して税額を計算するものですから、贈与税の基礎控除額(60万円×5)を先取りして適用することになり、300万円までの住宅資金の贈与については、贈与税がかからないこととなります。

この特例を受けるためには、住宅取得資金をもらう人のその年の所得金額が1200万円以下であること、家屋の床面積が50㎡以上であることなど一定の要件があります。



KIMIYO-I